

村山市監査委員公告 第 18 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 28 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

1. 監査の対象 建設課
2. 監査の期間 令和 7 年 10 月 16 日から令和 7 年 10 月 28 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【注意事項】

■道路占用料の債権管理について

債権の督促や収納促進が図られていないもの、債権管理が適切でないものが認められた。

道路法 73 条や市財務規則に則り、国税滞納処分の例により行われたい。

なお、監査の過程で今後、私有財産に係る争点が発生する可能性があると見込まれる事項が把握されたので要望事項として申し述べる。

【要望事項】

道路占用料において、平成 30 年に現在の占有者から高齢で事業継続が厳しいことを理由に、道路占用物件を市へ寄附したいとの意向が寄せられた。その後も令和 3 年までの数回に渡り、建設課や税務課へその意向が伝えられているが、現在においても結論が出されていない。

占有者の意向や市の方針をすみやかに整理し関係部署と連携の上、適切な措置を講じられたい。